

岩手県告示第246号

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）第6条第2項の規定により、岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金

附属 の施 設	利用料金								
	個人使用					貸切使用			
	区 分		小学校児 童及び中 学校生徒	高等学校 生徒及び 学生	一 般	区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
スケ ート 場	普通利用料金（１回につ き）		円 190	円 510	円 690	土曜日及び休日の利用料金（ １時間までごとに）		円 13,420	円 26,850
	回数利用料金（６回につ き）		950	2,580	3,480				
	定期利用料 金（１シー ズンにつ き）	競技関係者	3,800	10,320	13,920	その他の日の利用料金（１時 間までごとに）		10,070	20,130
		その他の者	7,600	20,640	27,840				
	附属の設備 の利用料金	靴（１回に つき）	160	440	580	附属の設備 の利用料金	放送設備（１時 間までごとに）	730	1,480
		ロッカー（ １回につ き）	50円				照明設備	実費を基準として知事 が定める額	

- 備考1 「競技関係者」とは、岩手県スケート連盟又は岩手県アイスホッケー連盟に登録している者をいう。
- 2 幼児に係る利用料金（附属の設備の利用料金を除く。）は、無料とする。
- 3 幼児に係る靴の利用料金は、小学校児童及び中学校生徒に係る靴の利用料金と同額とする。
- 4 貸切使用の場合における靴又はロッカーの利用料金は、個人使用の場合の利用料金と同額とする。
- 5 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費又はこれらに類する金銭を徴収する場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日